

徳島県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 4		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
羽ノ浦福井				同	阿南市長生町南千足二七番一地从から 同 一六 番五地先まで	旧	九・〇〇（一二・四	五四・一
新				同	一一・三〇（一二・四			五四・一